○前橋市営駐車場条例施行規則

平成６年３月２９日

規則第１３号

改正　平成９年１月８日規則第２号

平成１１年１月２９日規則第２号

平成１１年１１月１１日規則第４９号

平成１４年３月２９日規則第１３号

平成１５年３月２８日規則第１７号

平成１６年６月１１日規則第３５号

平成１６年１０月２１日規則第５０号

平成１７年１２月２８日規則第７２号

平成２６年７月２３日規則第４５号

平成２７年３月２５日規則第１０号

平成３０年１２月２８日規則第４９号

（趣旨）

第１条　この規則は、前橋市営駐車場条例（平成５年前橋市条例第４６号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（時間駐車）

第２条　時間駐車をしようとする者は、入場の際に駐車券を駐車券発行機から抜き取り、出場の際に料金精算機に駐車券を挿入し、所定の駐車料金を納付しなければならない。

２　条例第６条第１項ただし書の規定により使用者以外の者から使用者に代わって時間駐車に係る駐車料金を徴収する場合は、市長は、その者に対し、当該月分の駐車料金を翌月５日までに請求し、同月２５日までに納付させるものとする。

３　回数駐車券を使用する者は、所定の駐車料金の額を当該回数駐車券により精算するものとする。

４　定期駐車券を使用する者（以下「定期使用者」という。）は、入場の際に駐車券発行機から駐車券を抜き取らず、定期駐車券を挿入して確認を受け、出場の際に料金精算機に定期駐車券を挿入し、確認を受けるものとする。

５　定期駐車の一般及び夜間の定期使用者の駐車場所は指定しないものとする。

６　使用者が駐車券を紛失したときは、遅滞なくその旨を管理事務所に申し出て、係員の指示を受けなければならない。

７　係員は、前項の規定による申出があったときは、運転免許証、証拠書類、証拠物件等により、その者が当該自動車を出場させる権利を有する者であることを確認のうえ、出場させることができる。

（平１１規則２・平１６規則３５・平３０規則４９・一部改正）

（駐車券を紛失した場合の駐車料金）

第３条　前条第７項の場合において、入場時刻が確認できない場合は、入場の日の午前０時から出場時刻までの駐車料金を徴収するものとする。

（平１６規則３５・一部改正）

（１日駐車）

第３条の２　１日駐車をしようとする者は、入場の際に１日駐車券を駐車券発行機から抜き取り、出場の際に料金精算機に当該１日駐車券を挿入し、所定の駐車料金を納付しなければならない。

２　１日駐車をしている者は、前項の駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を管理事務所に連絡し、係員の指示を受けなければならない。

（平１１規則２・追加、平１１規則４９・平１５規則１７・平１６規則３５・平１７規則７２・平２６規則４５・一部改正）

（定期駐車券）

第４条　定期駐車券の購入をしようとする者は、定期駐車券購入申込書を市長に提出しなければならない。

２　定期駐車の夜間の定期使用者が条例別表に規定する駐車時間外に入場したとき又は出場するときは、出場の際に当該駐車時間外に係る所定の駐車料金を納付しなければならない。

３　定期駐車券は、その使用の開始の日の１か月前から発行する。

４　定期駐車券は、１か月単位で発行する。ただし、定期使用者が引き続き定期駐車券を使用しようとするときは、当該駐車料金を納付することにより、定期駐車券の有効期限を１か月単位で延長することができる。

５　前項ただし書の規定による有効期限の延長は、当該定期駐車券の使用の開始の日の属する年度の末日を超えることはできない。

６　定期駐車券を月の途中から発行する場合は、有効期間は発行日から当該月の末日までとし、当該月の定期駐車券料金は１か月定期駐車券料金に発行の日から当該月の末日までの日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

７　定期駐車券は、当該定期駐車券購入申込書に記載してある自動車の駐車に限り使用することができる。

８　定期使用者が当該定期駐車券購入申込書に記載してある自動車を変更するときは、自動車登録番号変更届に当該定期駐車券を添えて、市長に提出しなければならない。

９　定期使用者は、当該駐車の権利を譲渡し、又は当該駐車券を転貸ししてはならない。

１０　市長は、定期駐車券を不正に使用した者に対して不正の発覚以後の定期駐車券の使用を停止することができる。

１１　定期使用者が当該定期駐車券を著しく汚損し、若しくは毀損し、又は紛失したときは、駐車券再発行申請書を市長に提出し、再発行を受けなければならない。

１２　定期使用者が定期駐車券の使用を中止しようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

（平１１規則２・平１６規則３５・平１６規則５０・平１７規則７２・平２６規則４５・平３０規則４９・一部改正）

（月ぎめ駐車）

第４条の２　月ぎめ駐車をしようとする者は、市長に月ぎめ駐車申請書により、市長に申し込まなければならない。

２　前項の規定による申込みを行おうとする者は、所定の駐車料金を納付しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申込みを適当と認めたときは、当該申込みを行った者に、月ぎめ駐車券を交付するものとする。

４　発行機未設置駐車場において、月ぎめ駐車券を使用する者（以下「月ぎめ使用者」という。）は、月ぎめ駐車券を自動車の見やすい場所に提示しなければならない。

５　発行機設置駐車場において、月ぎめ使用者は、入場の際に駐車券発行機から駐車券を抜き取らず、月ぎめ駐車券を挿入して確認を受け、出場の際に料金精算機に月ぎめ駐車券を挿入し、確認を受けるものとする。

６　発行機設置駐車場に係る月ぎめ使用者の駐車場所は、指定しないものとする。

７　前条第３項から第５項まで及び第７項から第１２項までの規定は、月ぎめ駐車について準用する。この場合において、これらの規定中「定期駐車券」とあるのは「月ぎめ駐車券」と、「定期使用者」とあるのは「月ぎめ使用者」と読み替えるものとする。

（平１１規則２・追加、平１１規則４９・平１４規則１３・平１６規則３５・平１６規則５０・平１７規則７２・一部改正）

（回数駐車券）

第５条　市長は、条例第６条第２項の規定により、１枚につき立体駐車場を１時間使用できる回数駐車券を１１枚１組で発行することができる。

２　前項の回数駐車券の額は、１組につき１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

３　回数駐車券は、再発行しない。

（平１１規則２・平１６規則３５・平２７規則１０・平３０規則４９・一部改正）

（駐車料金の減免）

第６条　条例第７条第２項の規定による駐車料金の減免を受けようとする者は、駐車料金減免申請書を市長に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の審査により駐車料金の減額又は免除の決定をしたときは、減額又は免除の料金計算を行うものとする。

（平１７規則７２・一部改正）

（駐車料金の還付）

第７条　条例第９条ただし書の規定による定期駐車券料金及び月ぎめ駐車に係る料金の還付は、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は当該各号に定める額とする。

(1)　条例第５条の規定による駐車場の供用の休止により、使用できなかったとき　既納の駐車料金を使用有効期限の日数で除して得た額に使用できない日数を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2)　未到来の月分の定期駐車券料金又は月ぎめ駐車に係る料金を納付した者が、当該未到来の月の全部における使用をやめようとするとき　当該未到来の月分の定期駐車券料金又は月ぎめ駐車に係る料金の全額

２　前項の規定により、定期駐車券料金又は月ぎめ駐車に係る料金の還付を受けようとする者は、定期駐車券料金等還付請求書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（平１１規則２・全改、平１１規則４９・平１４規則１３・平１７規則７２・一部改正）

（書類の様式）

第８条　次に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

(1)　駐車券

(2)　１日駐車券

(3)　定期駐車券

(4)　月ぎめ駐車券

(5)　定期駐車券購入申込書

(6)　自動車登録番号変更届

(7)　駐車券再発行申請書

(8)　月ぎめ駐車申請書

(9)　駐車料金減免申請書

(10)　定期駐車券料金等還付請求書

（平１７規則７２・全改）

（指定管理者による管理）

第９条　条例第１４条第１項の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第４条及び第４条の２の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平１７規則７２・追加、平２６規則４５・一部改正）

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平１６規則３５・旧第８条繰下、平１７規則７２・旧第９条繰下）

附　則

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成９年１月８日規則第２号）

この規則は、平成９年１月９日から施行する。

附　則（平成１１年１月２９日規則第２号）

この規則は、平成１１年２月１日から施行する。

附　則（平成１１年１１月１１日規則第４９号）

この規則は、平成１１年１１月１５日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日規則第１３号）

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の前橋市営駐車場条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附　則（平成１５年３月２８日規則第１７号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年６月１１日規則第３５号）

１　この規則は、平成１６年７月１日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の前橋市営駐車場条例施行規則第５条の規定により発行した回数駐車券については、発行の日から６か月以内に所定の駐車料金の額を精算する場合に限り、１枚につき１時間使用できる駐車券として使用することができる。

附　則（平成１６年１０月２１日規則第５０号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月２８日規則第７２号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　前橋市道路の附属物駐車場の駐車料金徴収条例施行規則（平成５年前橋市規則第３号）は、廃止する。

附　則（平成２６年７月２３日規則第４５号）

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２５日規則第１０号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２８日規則第４９号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。